



全国がん登録及び院内がん登録の更なる利活用に向けた整備

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(ア) がん登録の全体概要

(イ) 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等

(ウ) がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱い

(エ) 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルール

(オ) 院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

がん登録の概要

がん登録の仕組み

- がん登録は、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握・分析など、がんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実に資することを目的とする。

- がん登録には、以下の2つの仕組みがある。

【全国がん登録】

国において、**全ての病院及び指定した診療所から**、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報（26項目）を収集した上で、当該情報をデータベースに記録し、保存するもの。**がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となる情報の収集**を目的とする。

【院内がん登録】

主に専門的ながん医療の提供を行う病院において、がんの罹患、診療、転帰等に関する**詳細な**情報（105項目）を記録、保存するもの。**病院におけるがん医療の質の向上**を目的とする。

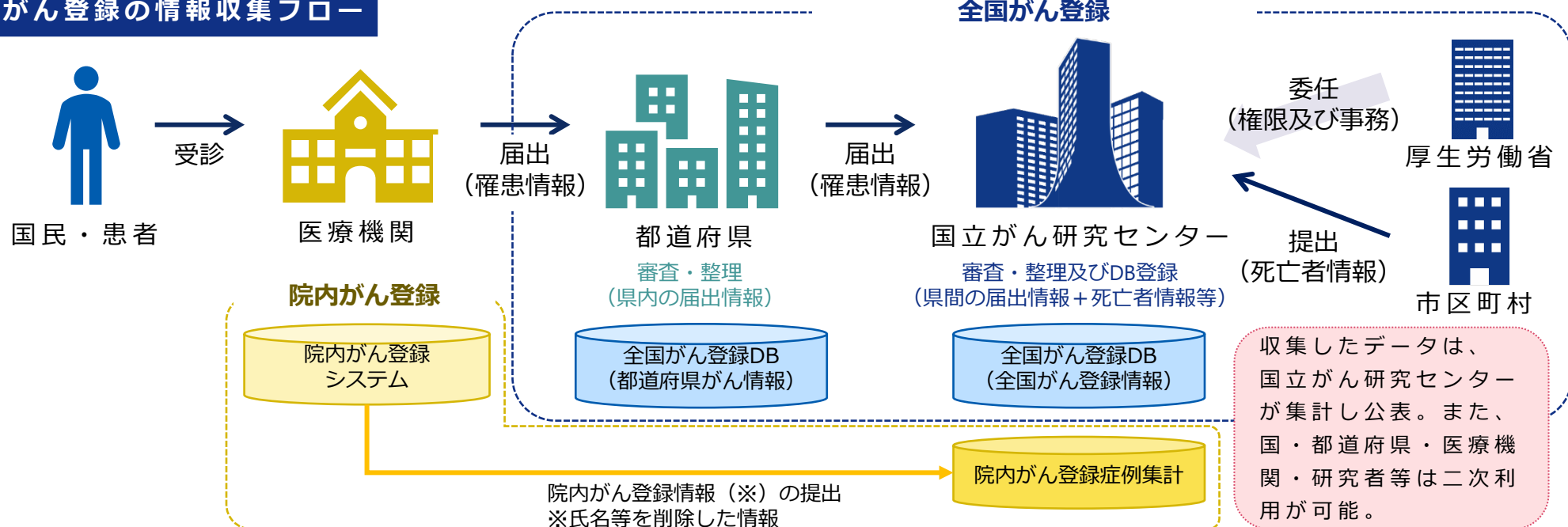
- がん登録に係る患者情報は、厳格な保護が行われることとされている。

がん登録の沿革

1951年	宮城県が県の事業としてがん登録（地域がん登録）を開始（各都道府県で順次開始）
2007年	がん対策基本法の施行（がん対策推進基本計画において、がん登録の推進が明文化）
2012年	全都道府県が地域がん登録を実施
2016年	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の施行
2018年	匿名化された全国がん登録情報の提供開始
2019年	全国がん登録情報（顕名情報）の提供開始

がん登録の情報収集フロー及び期待される効果

がん登録の情報収集フロー



がん登録に期待される効果

＜患者・国民＞

- データに基づく施策や研究成果によるがん医療の質の向上等が期待される。
- 医療機関の診療実績等を確認する客観的な情報源となる。

<国・都道府県>

- 正確かつ最新のデータを経年で把握でき、がん予防やがん検診、がん医療の提供体制等のがん対策について、科学的知見に基づいて実施できる。

＜医療従事者・研究者＞

- 診療実績等について、他の医療機関と合わせて正確に把握でき、比較が可能になる。
- がん予防や医療の質に係る評価等の研究が推進される。

全国がん登録DBを用いたがん登録情報の利用・提供の類型

- 行政機関（国、都道府県、市町村）及び民間機関（研究者、企業）は、全国がん登録情報（顕名情報）及びその匿名化された情報のいずれも利用可能である。なお、民間機関による顕名情報利用は研究対象者本人の同意が必要となる。
- 全国がん登録の届出を行った病院及び指定された診療所は、届け出た患者の生存確認情報を同意なく利用可能であるが、活用方法が限られている。

	利用者	利用目的	全国がん登録情報（顕名情報）	匿名化された情報
行政機関	国	国の がん対策のため	研究対象者の情報に全国がん登録情報を照合して利用可能 (法第17条第1項)	匿名化された全国がん登録情報が利用可能 (法第17条第1項)
	都道府県	都道府県の がん対策のため	研究対象者の情報に当該都道府県に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報を照合して利用可能 (法第21条第1項又は法第18条第1項)	匿名化された都道府県がん情報が利用可能 (法第18条第1項)
	市町村	市町村の がん対策のため	研究対象者の情報に当該市町村に係る全国がん登録情報又は都道府県がん登録情報を照合して利用可能 (法第21条第2項又は法第19条第1項)	匿名化された当該市町村に係る都道府県がん情報が利用可能 (法第19条第1項)
民間機関	研究者・企業・病院等	がんの 調査研究のため	研究対象者の情報に全国がん登録情報又は都道府県がん情報を照合して利用可能 (法第21条第3項又は8項) 全国がん登録情報等との照合のため、研究対象者本人の同意取得及び識別子（氏名、生年月日、性別、住所）が必要。	匿名化された全国がん登録情報が利用可能 (法第21条第4項又は9項)
	病院等	院内がん登録 その他調査研究のため	がん登録の届出を出した患者の予後情報（都道府県がん情報）を利用可能 (法第20条) 同意なく取得した予後情報は加工（*）により第三者提供可能。	—

※全国がん登録情報は国が、都道府県がん情報は当該都道府県が提供する。

* 最終生存確認日／死亡日を診断日等との差から得られる生存期間（日数）に、死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換

3. 医療DXの推進② 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供

現状

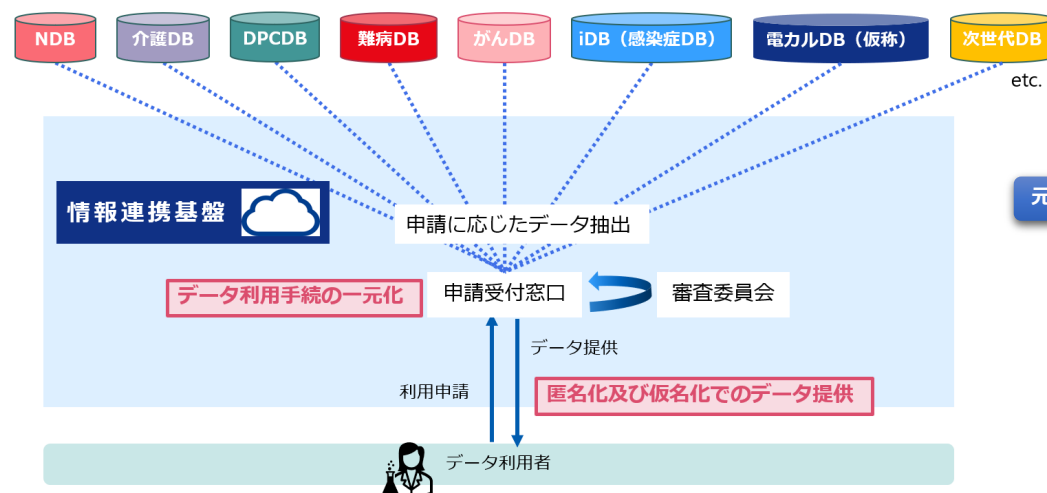
- 厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のDB（公的DB）では、これまで**匿名化情報**の利用・提供を進めてきた。
- 医学・医療分野の研究開発等において、**匿名化情報では精緻な分析や長期の追跡ができない等**、一定の限界がある。
- データ利用者は、利用したいDBそれぞれに対して申請を行い承認を得る必要がある等、負担が大きい。

改正の内容

- 公的DBの**仮名化情報の利用・提供を可能**とし、**他の仮名化情報や次世代医療基盤法の仮名加工医療情報との連結解析を可能**とする。
- その際、個人情報の保護を適切に図るため、以下のような管理・運用を行うこととする。
 - ・ 仮名化情報の利用は「**相当の公益性がある場合**」に認めることとし、**利用目的や内容に応じて必要性やリスクを適切に審査**する。
 - ・ DBは、個人情報保護法上、個人情報の保有主体に求められるものと同等の安全管理措置や不適正利用の禁止等の措置を講ずる。
 - ・ 仮名化情報の利用に当たっては、**クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本**にする。
 - ・ これまでの匿名化情報と同様に、照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則を求め、**匿名化情報よりも厳格な管理を担保**するため、**厚労大臣等から利用者に対して利用の目的・方法の制限の要求等**の規定を設ける。

改正案

<医療・介護関係の公的DBの利活用促進のイメージ>



<匿名化情報・仮名化情報のイメージ>

匿名化情報：本人を識別すること及びその作成に用いられた情報を復元することができないように加工された情報

ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7	50～55	201以上	その他

氏名等は削除
氏名等に加え、
必要に応じて、医療データ領域も削除・改変が必要

元データ

氏名	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
厚労花子	女	2003/7/26	53.4	211	膵臓細胞癌（希少疾患）

氏名等は削除
医療データ領域の削除・改変は基本的に不要

ID	性別	生年月日	体重	収縮期血圧	病名
B002	女	2003/7/26	53.4	211	膵臓細胞癌（希少疾患）

仮名化情報：氏名等の削除等により、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように加工された情報

※単体又は組合せにより特定の個人を識別することができる記述については削除が必要。

(ア) がん登録の全体概要

(イ) 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等

(ウ) がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱い

(エ) 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルール

(オ) 院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

全国がん登録及び院内がん登録の届出項目

基本情報	病院等の名称	腫瘍情報 (続き)	p TNM分類 (U I C C) p M分類	生存状況情報	生存最終確認日
	診療録番号		TNM分類 (U I C C) p 付加因子		死亡日
腫瘍情報	重複番号	初回治療情報	肝臓の病期 (治療前・取扱い規約)	管理情報	生存状況
	カナ氏名		進展度 (治療前)		生存状況調査方法
	氏名		進展度 (術後病理学的)		全国がん登録情報取得日
	性別		腫瘍情報《テキスト》		死因情報 (全国がん登録)
	生年月日		外科的治療の有無		追跡期間
	基本情報《テキスト》		外科的治療の施行日 (自施設)		最新生存確認調査対象日
	診断時郵便番号		外科的治療 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		最新生存確認調査実施日
	診断時都道府県コード		外科的治療 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		生存状況情報《テキスト》
	診断時住所		鏡視下治療の有無		
	原発部位《局在コード》		鏡視下治療の施行日 (自施設)		
	原発部位《テキスト》		鏡視下治療 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	側性		鏡視下治療 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	病理診断《形態コード》		内視鏡的治療の有無		
	病理診断《テキスト》		内視鏡的治療の施行日 (自施設)		
	診断根拠		内視鏡的治療 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	当該腫瘍初診日		内視鏡的治療 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	他施設診断日		外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲		
	自施設診断日		放射線療法の有無		
	診断日		放射線療法の施行日 (自施設)		
	診断施設		放射線療法 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	治療施設		放射線療法 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	症例区分		化学療法の有無		
	来院経路		化学療法の施行日 (自施設)		
	発見経緯		化学療法 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	病名告知の有無		化学療法 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	ステージ (治療前・U I C C)		内分泌療法の有無		
	TNM分類 (U I C C) T分類		内分泌療法の施行日 (自施設)		
	TNM分類 (U I C C) N分類		内分泌療法 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	TNM分類 (U I C C) M分類		内分泌療法 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	TNM分類 (U I C C) 付加因子		その他の治療の有無		
	ステージ (術後病理学的・U I C C)		その他の治療 (他施設) 《自施設初回治療開始前》		
	p TNM分類 (U I C C) p T分類		その他の治療 (他施設) 《自施設初回治療開始後》		
	p TNM分類 (U I C C) p N分類		経過観察の選択の有無 (自施設)		
			症状緩和的な治療の有無 (自施設)		
			初回治療情報《テキスト》		

全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討について

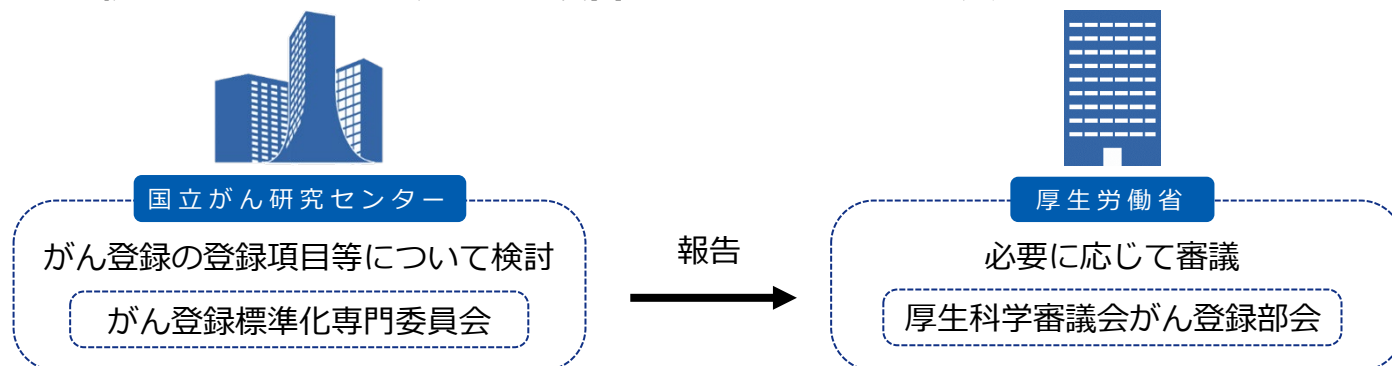
現状・課題

- がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「がん登録推進法」という。）に基づき、国（厚生労働大臣）は、病院等が届け出る情報に係る事項等の制定や改廃をしようとする場合には、あらかじめ、審議会等の意見を聴かなければならないこととされている。他方、厚生労働大臣から委任を受けた国立がん研究センターは、収集された情報を記録するデータベースの整備等を行うこととされている。
- また、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録標準化専門委員会規程（平成29年8月1日規程第28号）に基づき、がん登録標準化専門委員会（以下「委員会」という。）は、がん登録の登録項目及びその内容に関すること、がん登録の実務上の規則及び関連する分類のあり方並びに実務上の適用に関すること、その他がん登録実務に関することについて検討することとされている。
- 今後、医療・介護関係の公的データベースとの連結・解析が可能となることに伴い、がん登録データベースの利活用がさらに進むことを見据え、実態把握等に努めた結果、届出項目や届出のルールに関する見直しを行う必要が生じる可能性に備えて、検討プロセスについて改めて共有する必要がある。

対応（案）

- 国立がん研究センターは、引き続き、委員会において、がん登録の登録項目及びその内容に関すること等について検討し、その検討結果について、厚生労働省へ報告することとする。
- 厚生労働省は、その検討結果について、必要に応じて、厚生科学審議会がん登録部会において審議することとする。

<全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討プロセスのイメージ>



全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等に係る検討について

検討項目（案）

① 全国がん登録の届出項目への追加

- TNM分類（※1）（日本がん登録協議会等から要望あり）
- 死亡場所（日本がん登録協議会、全国がん患者団体連合会、日本癌学会、日本公衆衛生学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、日本疫学会から要望あり）

② 全国がん登録の届出ルールの変更

- 胃がんにおいて、治療方針に影響を与える「T1a」（※2）と「T1b」（※2）を区別することは、一定の臨床的意義があるという国会での議論を踏まえた検討

（※1）国際対がん連合（UICC）の病期分類

（※2）UICC TNM分類における区分

(ア) がん登録の全体概要

(イ) 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等

(ウ) がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱い

(エ) 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルール

(オ) 院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱いについて

- 法第20条の規定に基づき提供される生存確認情報は、本人の同意なく収集された情報であることとその機微性に鑑みて、法第30条から第34条までの安全管理措置や保有期間制限等に係る規定の適用を受け、情報の厳格な管理が求められているものであり、病院以外の者（第三者）に加工せず提供することは認められない。
- 一方、予後情報の活用による患者メリット及び情報の保護のバランスに鑑み、厚生科学審議会がん登録部会の議論を経て、一定の加工を施した上で、第三者提供を認める運用とした（「全国がん登録 情報の利用マニュアル（第1版）」に記載し、令和7年4月から適用）。
- 現在、厚生労働科学研究において、更なる運用の改善に向けた検討を進めている。

情報の利用マニュアルの記載内容

【生存者の情報について】

最終生存確認日について、病院等及び病院等から提供を受ける者がそれぞれ以下の条件をいずれも満たした場合、第三者提供を可能とする。

- ・病院等は、診断日等（※）と最終生存確認日の差から得られる期間（日数）に最終生存確認日を加工する。（例：最終生存確認日－診断日⇒152日）
- ・病院等は、病院等から提供を受ける者において当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、診断日等を併せて提供しない。
- ・病院等から提供を受ける者は、診断日等（※）を保有している場合、当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、当該診断日等の「日」の情報を削除する（例：2024年3月11日⇒2024年3月）。なお、「年月日」すべてを削除する等、「日」以上の情報を削除することは問題ない。
- ・病院等から提供を受ける者は、当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、当該期間を保有する限り、診断日等を新たに入手してはならない。
（※）診断日等は、診断日、治療開始日及び手術実施日等、研究に必要な生存期間の算出の起点となる日付情報を意味する。

【死亡者の情報について】

死亡日及び死因について、病院等及び病院等から提供を受けた者がそれぞれ以下の条件をいずれも満たした場合、第三者提供を可能とする。

- ・病院等は、診断日等（※）と死亡日の差から得られる期間（日数）に死亡日を加工する。（例：死亡日－診断日⇒152日）
- ・病院等は、病院等から提供を受ける者において当該期間から死亡日を復元できないよう、診断日等を併せて提供しない。
- ・病院等は、原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換する。（例：原死因が胃がん⇒「がんによる死亡」、原死因が心不全⇒「がん以外の死亡」）
- ・病院等から提供を受ける者は、診断日等（※）を保有している場合、当該期間から死亡日を復元できないよう、当該診断日等の「日」の情報を削除する（例：2024年3月11日⇒2024年3月）。なお、「年月日」すべてを削除する等、「日」以上の情報を削除する場合も問題ない。
- ・病院等から提供を受ける者は、当該期間から死亡日を復元できないよう、当該期間を保有する限り、診断日等を新たに入手してはならない。
（※）診断日等は、診断日、治療開始日及び手術実施日等、研究に必要な生存期間の算出の起点となる日付情報を意味する。

- (ア) がん登録の全体概要
- (イ) 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等
- (ウ) がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱い
- (エ) 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルール**
- (オ) 院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応

全国がん登録情報等の国外提供に係るルールの整理について

- 全国がん登録情報の国外提供については、厚生科学審議会がん登録部会の議論を経て、法第17条の規定を踏まえつつ、一定の要件を満たす場合に可能とする運用とし、国際共同研究（※）へ参加してきたが、昨年度までマニュアルで運用が明確化されていなかった。
- 情報の利用マニュアル（第1版）及び情報の提供マニュアル（第5版）に、全国がん登録情報及び都道府県がん情報の国外提供に係るルールを記載し、令和7年4月より統一的な運用を行っている。

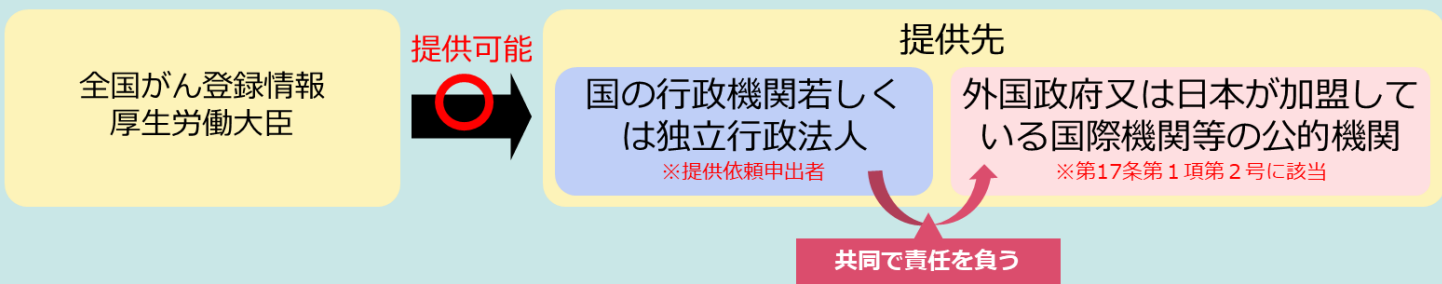
<がん登録推進法第17条に基づく国外提供のイメージ>

- 国外にある第三者を直接の提供依頼申出者とする申出については、がん登録推進法に基づく安全管理措置等の実効性の担保について懸念があることから、現時点では提供を不可とし、引き続き慎重な検討を行う。



本対応方針案における、「国外提供」の考え方

- 第17条第1項第2号に該当する委託を受けた者等が外国政府又は日本が加盟している国際機関等の公的機関であって、かつ、委託等を行う国の行政機関若しくは独立行政法人が提供依頼申出者となり共同で責任を負う場合について、国外提供が可能。



※国際がん登録協議会（IACR）及び国際がん登録協議会（IARC）が主導する国際共同研究「5大陸のがん罹患（CI5）」やロンドン大学衛生熱帯医学大学院等により行われている国際共同研究「CONCORD」。

- (ア) がん登録の全体概要
- (イ) 全国がん登録及び院内がん登録における届出項目等
- (ウ) がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報の取扱い
- (エ) 全国がん登録情報等の国外提供に係る運用ルール
- (オ) 院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応**

院内がん登録の更なる利活用に向けた課題とその対応

- 令和5年10月に厚生科学審議会がん登録部会においてとりまとめられた「全国がん登録及び院内がん登録に係る課題と対応方針中間とりまとめ」に記載された院内がん登録の推進及び利活用に関する対応方針については、以下のとおり対応している。

中間とりまとめの対応方針	対応状況
(1) 院内がん登録の推進 ○ 法施行前の院内がん登録情報の予後調査について、地方公共団体から協力が得られるよう、国立がん研究センターにおいて適切な説明及び周知を行うべきである。また、地方公共団体の担当者が替わっても協力が得られるよう、丁寧な周知に努めるべき。	2015年以前の診断症例については、国立がん研究センターより予後調査に関する通知を発出し、周知に努めている。また、2016年以降の診断症例については、国立がん研究センターにおいて、病院等及び都道府県に呼びかけ、がん登録推進法第20条に従って届出患者の予後情報を積極的に利用するように勧めている。
○ 院内がん登録の記録、保存項目を追加することについて国立がん研究センターにおいて検討を行い、必要に応じ、「がん診療連携拠点病院等 院内がん登録 標準登録様式」を改訂する等の対応を行うべき。	院内がん登録標準登録様式の改訂については、国立がんセンターのがん登録標準化委員会に適宜諮られている。なお、がん登録標準化委員会に諮られた概要は国立がん研究センターのホームページにて公表している。
(2) 院内がん登録全国収集データの利活用 ○ 院内がん登録全国収集データについては、当面の利活用に係る整理として、国立がん研究センターが、個人情報保護法等に基づき、2023年より第三者提供を開始している。将来的には、院内がん登録全国収集データの更なる利活用を促進するため、必要な対応を検討するべき。	がん登録推進法及び院内がん登録の実施に係る指針に基づき、国立がん研究センターにおいて院内がん登録全国収集データ提供規程を作成し、提供体制を整備した。令和7年8月に「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」においてとりまとめられた「2040年を見据えたがん医療提供体制の均てん化・集約化に関するとりまとめ」を受け、厚生労働省から全都道府県に対し院内がん登録情報の集計情報を配布するなど、利活用を促進している。

参考

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（参照条文）がん登録推進法

がん登録推進法	条文
第20条	（病院等への提供） 第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定（※）を準用する。 ※ ただし、当該利用又は提供によって、その情報により識別をすることができるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
第30条	（受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等） 第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。
第31条	（受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限） 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者（国立がん研究センター、都道府県知事（第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。）及び市町村長を除く。次条において同じ。）は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。
第32条	（受領者による全国がん登録情報の保有等の制限） 第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間（全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。）を超えて保有してはならない。
第33条	（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等の秘密保持義務） 第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。
第34条	（受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務） 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。